

志賀町共催及び後援名義等使用承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、志賀町（以下「町」という。）の共催及び後援名義等（以下「共催名義等」という。）の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の主催者の一員として、当該行事の企画又は運営に参画することをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助するため、町の名義の使用を認めることをいう。

(使用できる名義)

第3条 共催名義等の使用を承認することができる名義は、志賀町とする。

(承認の基準)

第4条 共催名義等の使用を承認することができる事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 報道機関、教育機関又は学術研究機関
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める団体

2 共催名義等の使用を承認することができる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものでなければならない。

- (1) 教育、学術、文化、スポーツ、地域振興又は町民福祉の向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性があり、営利を主たる目的としないものであること。
- (3) 法令等に基づく町の行政運営の一般方針に反しないものであること。
- (4) 特定の宗教又は政党の活動を支援し、又は反対する政治的色彩を有しないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものその他社会的な批判を受けるおそれのないもの。
- (6) 開催又は開設の場所において、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び

措置が講じられていること。

(7) 主催者が入場料、参加料又は出展料等を徴収する事業にあつては、その額及び用途が適正であり、かつ、会計経理が明確であること。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体が主催するものでないこと。

（申請の手続）

第5条 共催名義等の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、志賀町共催・後援名義等使用承認申請書（様式第1号）に、事業の目的及び計画を明らかにする書類を添えて、事業開催日の30日前までに町長に申請しなければならない。

（承認の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、志賀町共催・後援名義等使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認に際し、事業の適正な実施を確保するため必要な条件を付すことができる。

（事業内容の変更等）

第7条 前条第1項の規定により承認を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、承認を受けた事項を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに志賀町共催・後援名義等使用承認事項変更（中止）届（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第8条 町長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する承認の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他町の名義を使用することが不適當であると認められる行為があつたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、志賀町共催・後援名義等使用承認取消通知書（様式第4号）により、事業実施者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 事業実施者は、事業が終了したときは、速やかに志賀町共催・後援名義等使用事業実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書（料金を徴収した場合に限る。）

(2) 事業の実施状況を確認できるパンフレット、写真等の書類

(3) その他町長が必要と認める書類

（事務の処理等）

第10条 共催名義等の使用に係る事務は、事業の所管課又は内容に密接に関連する事務を分掌する課（以下「所管課」という。）において処理するものとする。

2 承認なくして名義を使用された場合は、所管課において必ず警告を発しなければならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、共催名義等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。